

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長

川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業費補助金申請について
(通知)

日頃から本市の福祉施策に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本市では、送迎時における幼児・児童等の安全確保に向けた指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを含む)及び放課後等デイサービス事業所の取組を強化することを目的として、事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付いたします。

ついては、補助金の対象となる事業者に対し、「川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金交付申請書」(以下「補助金交付申請書」という。)を送付いたしますので、必要書類を添付の上御返送ください。

1 提出書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書

※ 購入予定の装置の型番、価格が分かるもの又は購入済みなら領収等を添付

- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 駐車している場所が分かる書類

※ 予備的申請時に(2)～(4)を提出している場合は今回の提出は不要となりますが、不足又は書類に変更がある場合は御提出ください。

※ 補助金交付申請書は事業所ごとに作成し御提出ください。

2 提出書類締切日

令和5年4月28日(金)までに郵送又は持込してください。

3 補助金交付申請書の記載

※ 右上の日付けについては、令和5年3月7日付け事務連絡「送迎用バスの安全装置導入に係る補助金について(準備依頼)」の通知で回答した日付けを御記載ください。

→ 「児童発達支援、放課後等デイサービス安心・安全対策事業補助金申請フォーム」で提出した事業者については「送信日」

→ 紙媒体書類で提出した事業者については「記載日」を御記載ください。

裏面参照⇒

※ 「代表者職氏名」については、「代表者職」も併せて御記載し、「**代表者印**」を押印ください。

※ 本通知にも記載例を添付しておりますので、御確認ください。

4 補助金交付申請書等掲載

(1) 川崎市ホームページ

(<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-9-8-0-0-0-0-0-0-0.html>)

トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > その他福祉・介護制度 >
その他の制度 > 川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業費
補助金申請について

(2) 障害福祉情報サービスかながわ

(<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=131>)

書式ライブラリ検索 > 文書/カテゴリ検索 > 3. 川崎市からのお知らせ >
1 2. 事業者指導関係 > (4) お知らせ・通知等

【問合せ先】

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

電 話 044-200-0082

FAX 044-200-3932